

宝塚市立中学校における重大事案
に係る再発防止の取組について

令和2年(2020年)5月

宝塚市教育委員会

目次

第 1	調査の概要	1
	1 本事案の概要	
	2 詳細調査の目的	
	3 第三者委員会の活動	
	4 事案の調査方法	
第 2	調査報告書の概要	1
	1 本事案の原因	
	2 提言骨子	
第 3	教育委員会の基本的考え	2
	1 提言において指摘された直接的原因と背景について	
	2 提言に沿った再発防止策	
	3 再発防止策を実効性あるものとするための基本的考え	
第 4	これまでの再発防止の取組	4
第 5	提言を受けての再発防止の取組	5
	1 当該中学校の再発防止策	
	2 教育委員会による白書づくりと部活動改革	
第 6	第 2 次宝塚市教育振興基本計画及び第 6 次宝塚市総合計画との一体的な推進	7
第 7	結びに	7

宝塚市立中学校における重大事案に係る再発防止の取組について

令和元年（2019年）6月に本市中学校で発生した生徒の生命に係わる重大事案（以下「本事案」という。）について、宝塚市子どもの権利サポート委員会（以下「第三者委員会」という）におきまして、同年8月から14回の審議にわたり原因及び問題点の分析等がなされてきましたが、令和2年（2020年）3月23日に調査報告書として教育委員会に提出がありました。

教育委員会として、一人の大切な命が奪われかねなかったということの重大さを強く心に刻み、調査報告書の内容を真摯に受け止め、再発防止策に係る提言の実現に向けて確実に推進していきます。

当該生徒及び当該生徒の保護者に対して、改めて謝罪いたしますとともに、調査報告書については、現在も回復に向けてのご努力が続けられている当該生徒及び当該生徒の保護者の心情並びに教育的配慮の視点から非公開としています。

第1 調査の概要

1 本事案の概要

本市中学校文化部に所属する生徒が部活動中に校舎上層階から転落し、重傷を負った学校事故である。

2 詳細調査の目的

本事案について、文部科学省「学校事故対応に関する指針」に基づき、本事案に関連する事実及び本事案に至る経緯を調査して、本事案の原因を究明するとともに、これに基づく再発防止策を提言するため、外部専門家で構成する第三者委員会において詳細調査を行った。

3 第三者委員会の活動

第三者委員会は、令和元年8月8日から令和2年3月15日まで、計14回にわたり開催され、関係者からの聞き取り、本事案に関する事実の認定、本事案の原因及び問題点の分析等を行い、これを踏まえて、再発防止策の提言をまとめた。

4 事案の調査方法

第三者委員会は、宝塚市教育委員会及び当該中学校作成の資料を精査して、全体を把握した上で、前述のとおり、必要と考えられる学校関係者・当該生徒：当該生徒の保護者等から聞き取りを行うことを主たる方法として調査を実施した。

聞き取りを行ったのは、合計23名である。

第2 調査報告書の概要

1 本事案の原因

(1) 本事案の直接の原因について

当該部活動における顧問の指導において、当該生徒を叱責し、一人での室外の練習を命じた当日の指導が直接の原因

(2) 本事案の背景について

ア 当該部活動が抱える問題点

恒常的に緊張感の高い、トップダウン式の管理的・硬直的な指導が行われていた

イ 当該部活動の問題点を生み出した要因

(ア) 学校の部活動に対する管理体制

(イ) 部活動ガイドラインの趣旨の徹底ができなかった学校の体制

2 提言骨子

(1) 学校における「生徒の主体的活動」と部活動の指導・運営に関する提言

ア 「生徒の主体的活動」を教育課程の中で支援する方法の再考

イ 「生徒の主体的活動」の部活動での積極的具體化

ウ 教育課程における「生徒の主体的活動」をより発展させる課外活動として部活動を位置付ける

エ 部活動ガイドラインの趣旨である「生徒の自主性自発性を尊重した部活動」の共有

オ 「生徒による部活改革」ができるような環境と体制づくり

カ 部活動指導者のあり方～「レクリエーション型」と「競争型」の選択～

キ 外部顧問規定の見直し

ク 生徒のニーズを踏まえた環境の整備～第三の居場所としての部活動～

(2) 教育委員会施策への提言

ア 部活動に関する問題の抜本的かつ有効な解決を図る

イ 適切な部活動運営のための体制整備

ウ 他の自治体の実践事例から学ぶ

第3 教育委員会の基本的考え

教育委員会として調査報告書の内容を真摯に受け止め、特に再発防止策に係る提言については実現に向けて確実に推進していく

1 提言において指摘された直接的原因と背景について

調査報告書においては、本事案の直接の原因を当該部活動の顧問による当日の指導とする一方で、事案の背景として、当該部活動における恒常的に緊張感の高い、トップダウン式の管理的、硬直的部活運営が行われたことと指摘されている。

当該顧問の指導は、部員自身の自主性を重んじるというよりは、強圧的に指導をすることによって部員を統制する傾向にあったとの指摘にあるとおり、ややもすると

大会での成績や結果を得るための努力や取組を、それがたとえ過熱気味であったとしても肯定的に評価する風潮が是認される一方で、部活動ガイドラインに掲げる部活動が持つ生徒の多様な学びの場としての教育的意義に対する理解が進んでいなかったものとする。

2 提言に沿った再発防止策

(1) 部活動ガイドラインの徹底

本市の部活動ガイドラインにおいては、部活動の意義を生徒の多様な学びの場としての教育的意義があると位置付けており、現状の部活動が抱える問題点に対処するため、勝利至上主義の改善や生徒の自主性・個別性の重視、部活動の閉鎖性の否定、教職員の負担の軽減などを求めている。

また、部活動の適切な運営に向けては、複数顧問制や担任、養護教諭等との連携など学校全体での適切な指導・運営体制の構築を図るほか、部活動の実施に当たっては、体罰・ハラスメントの根絶も掲げていることから、改めて教職員、生徒、保護者に対し当該ガイドラインの周知、徹底を図るものとする。

(2) 部活動白書の作成

将来にわたる再発防止策を講じるに当たっては、直接の原因はもとよりその背景にある構造的な問題の解決に向けた取組が重要になる。

そのため、教育委員会では、上記のような部活動を取り巻く現状を調査し、事実評価を行った上で、白書として取りまとめるとともに、他自治体の事例検討を行い、必要に応じて部活動ガイドラインの改定や外部講師の活用の見直しなど提言に沿った体制面からの対策を講じることとする。

併せて、当該中学校において取り込まれる保護者や地域の住民、団体との連携に向けた活動を最大限支援するとともに、当該中学校の取組を市内の全中学校と共有し、横展開を図ることとする。

3 再発防止策を実効性あるものとするための基本的考え

本提言においては、「生徒の主体的活動」と「部活動のあり方」の検討が大きな柱として示されている。

生徒の主体的な活動は、調査報告書で指摘のあるとおり、教育課程上の位置づけとしては、特別活動（学級活動・生徒会活動・学校行事）が重要な領域となるものの、そのみに限定されるものでないとの認識に立つものである。

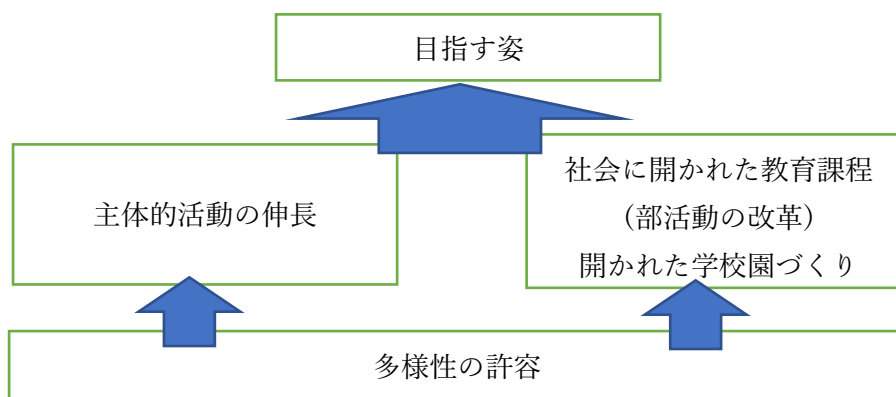
生徒の主体的行動を実践していくにあたり、これまで教育上の指導指針として必ずしも共有、徹底がなされていなかったとの反省に立ち、これからの本市の教育においては、各教科の授業や部活動も含めたその他の教育活動においても、生徒の主体性を育み、尊重することを教育の柱として位置づけていく。

本来、主体的行動とは、自分の考えや行動が周囲から認められていると思えばこそ、積極的な自発的意思によって行動に移すことができるものである。

一人ひとり異なった個性を持つ者たちが主体的行動を取り得る場として、多様な機会が用意され、主体的行動が許容されるだけでなく、社会的にも求められていることを教育課程においても認識しておく必要があると考える。

上記認識のもとに、今後、教育課程において、主体的活動のさらなる推進を図りつつ、教育課程外の部活動が多様な学びの場や機会となり得るところ、さらなる多様性を身近なものとするためにも開かれた学校園づくりを一層推進し、その一環として部活動のあり方も位置付ける必要があると考える。

そのため、後述する当該中学校の取組の柱である、「生徒の主体的活動の伸長」及び「社会に開かれた教育課程の実践」に紐づく「部活動の改革」を学校と一体となって教育委員会としても強力に推し進めることとする。



第4 これまでの再発防止の取組

本事案発生後、当該中学校及び教育委員会は連携し、第三者委員会による詳細調査と並行して、取り得る緊急的取組を重ねてきた。

具体的な項目は下記のとおりであるが、中でも、「ア 当該中学校愛プロジェクト委員会」の活動を通して、教職員の意識変容が見られ、後述する「当該中学校愛プロジェクト」(案)に盛り込まれた項目以外にも、部活動顧問同士が何でも話し合える場づくりのアイデアなども出ている。また、「イ 当該部活保護者説明会」を通じて、保護者同士の SNS によるグループが生まれ、保護者による部活動の見守り当番の取組へとつながった。さらに、教職員同士の意識の共有から当該部活動以外でも「キ 部活動懇談会」として保護者会が実施されるなど、当該事案を通して、関係者の意識共有が図られ、部活動が抱える課題の解決を通して、「子どもの最善の利益」の視点から、少しずつではあるが確実に学校、教職員、保護者といった関係者の協働による取組が始まっている。

また、「カ カウンセリング体制の見直し」として、複数のスクールカウンセラー(以下「SC」という。)により相談が受けられる体制を整備したほか、「ク 教職員へのカウンセリングマインドの研修」として定例のSCによる研修に加えて、外部の専門家を招きボイスシャワー(優しい声掛け)についての講演を受け、教職員が自己有用感の大切さを学ぶきっかけとなっている。

これまでの取組

- ア 再発防止策等を推進する校内組織「当該中学校愛プロジェクト委員会」の設置(令和元年6月)
- イ 全校保護者説明会、当該部活保護者説明会を各2回実施(令和元年6月、同8月)
- ウ オープン部活動…保護者による部活動の見守り協力
- エ 校外への情報発信…「当該中通信」「当該中愛プロジェクト通信」「ホームページ」
- オ 「保護者アンケート」の実施(令和元年6月)、結果の保護者及び教職員間の共有
- カ カウンセリング体制の見直し
- キ 部活動懇談会の実施
- ク 教職員へのカウンセリングマインド等の研修の実施
- ケ 生徒総会要望への対応
- コ 「生徒アンケート」の実施(令和元年9月)、結果の保護者及び教職員間の共有
- サ 転落防止用窓枠ストッパーの設置

第5 提言を受けての再発防止の取組

1 当該中学校の再発防止策

当該中学校では、これまでの校内での検討のもとに、下記のプロジェクト案を作成するとともに、一部については、既に取組を進めている。

今後、調査報告書の提言の実現に向けて、教育委員会と当該中学校において、より一層確実に推進する。

当該中学校再発防止策(愛プロジェクト)(案)

※下線部は、取組のポイントとなる「生徒の主体的取組」と「部活動改革(開かれた学校園づくり)」に関係の深い項目を示す。

※項目の隣に記された記号は、関係の深い提言骨子の項目番号を示す。

(1) 生徒の主体的活動の伸長

- ア 生徒会活動の活性化
生徒会組織の再編成、生徒会専門委員会の充実、日々の当番活動等の見える化
- イ 「生徒会規約」「生徒心得」の見直し
生徒会と教職員で構成される生徒指導委員会との連携による見直し

- ウ 生徒の主体的活動の教育課程への導入・・・(1)ア
教科・特別活動などに主体的・対話的な深い学びを取り入れた教育課程の編成
 - エ 生徒の意見を取り入れた学校運営
生徒総会、当該アンケート等からの生徒の意見を取り入れる取組
 - オ 部活動生徒委員会（仮称）の設置・・・(1)イ、(1)エ、(1)オ、(1)カ
部活動全般への生徒の意見取り入れなどを行う委員会の開催
- (2) 部活動の改革
- ア 部活動ガイドラインに基づく取組・・・(1)エ、(1)オ、(1)カ、(1)キ、(1)ク
部活動ガイドラインの理念の再確認と実践（「レク型」要素の取り入れ・生徒主体・活動時間・情報共有等）
 - イ 部活動生徒委員会（仮称）の有用化に向けての取組・・・(1)ウ、(1)オ、(1)カ
保護者懇談会やミーティングなど顧問と生徒・保護者とのコミュニケーションを深める取組
 - ウ 校内外へのオープンな情報の共有・発信・協力体制づくり・・・(1)ウ、(1)カ
生徒指導委員会・学年会議など校内での部活動についての情報共有、校外への情報発信や協力依頼
- (3) 教職員の資質向上
- ア 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教員の授業力向上・・・(1)ア
教科による研修体制の構築、全校的な研修体制の構築
 - イ 学級経営力の向上
全校的な学級経営の情報共有・研修体制の構築
 - ウ 校内研究推進体制の強化
全校による研修会の充実
 - エ 社会に開かれた教育課程の実践・・・(1)キ、(1)ク
地域・保護者と連携した社会に開かれた教育課程の実践、学校評議員との連携によるコミュニティースクールの土台作り、保幼小中の連携による実践
 - オ 教職員間の共通理解体制
会議だけでなく通信、声かけ、話し合い等あらゆる機会での共通理解への取組
- (4) 環境の整備
- ア 日々の生活環境の整備（全校生が居心地のいい学校を目指して）
老朽化している校舎等の整備の促進、トイレの改修、清掃活動の推進等
 - イ 校内掲示物等による環境作り
 - ウ 時程の見直しによる生活環境への取組
- 2 教育委員会による白書づくりと部活動改革
- 調査報告書においては、教育委員会に対して、市全体の部活動の現状や実態を明らか

にする「白書づくり」に着手することが示されており、白書づくりを通して明らかとなった部活動に関する問題について抜本的、有効な解決策を講じるため、教育委員会として以下の手順で他自治体の視察等とともに一体的に進め、再発防止のための仕組みを整える。

- (1) 教育委員会事務局、中学校長の代表から成る「(仮称)市立中学校部活動白書検討委員会(以下「白書委員会」)」を設置し、以下(2)～(4)の取組を中心に白書作成作業を進める。
- (2) 部活動実態調査(生徒、保護者、教職員等を対象)を実施し、現在の部活動における問題点を浮き彫りにする。
- (3) 先進自治体への視察を行い、部活動実態調査によって浮き彫りになった問題点の改善方法、社会教育との連携・協働において部活動をどのように位置付けるか、外部顧問規定の見直し、また、「生徒主体の部活動」の仕組みづくりなどを検討する。
- (4) 白書委員会では、必要に応じて、学識経験を有する者から意見聴取や本市のこれからの教育とも関連付けた助言をいただくものとする。

また、上記取組に先立ち、教育委員会内で部活動改革に向けた準備委員会を設けたところであり、今後、他市事例も参考に部活動改革のアウトラインを作成するとともに、部活動実態調査に向けたアンケートの素案づくりに着手し、令和2年(2020年)度内に白書を取りまとめていくとともに、必要に応じて部活動ガイドラインを見直す。

第6 第2次宝塚市教育振興基本計画及び第6次宝塚市総合計画との一体的な推進

今後の再発防止策を講じるに当たり、提言にある「部活動に関する問題の抜本的かつ有効な解決」を図るためには、部活動のあり方だけでなく、教育課程も含めたこれからの教育の方向性をしっかりと関係者で共有した上で対応していく必要がある。

教育のこれからの方向性は、新たな学習指導要領で示された主体的・対話的で深い学びの実現を、本市がこれまで目指してきた「生きる力」を育む教育にしっかりと位置づけ、取り組んでいく。また、実際の取組に際しては、開かれた学校園の実現が必要不可欠であることから、「地域で子どもを育てる」との意識醸成も含めて、宝塚市全体での取組とし、第2次宝塚市教育振興基本計画及び第6次宝塚市総合計画に位置づけを行っていくこととする。

第7 結びに

本事案を教訓に、すべての学校でこのような事案を二度と起こさない決意を持ち、子どもや保護者の願いを実現できるよう本市のこれからの教育を創り上げていく。

その実現のために、これまでの慣習や常識に捉われることなく子どもの最善の利益の

視点に立って教育関係者、その他の行政、市民による取組へとつなげていく不断の努力を惜しまないと決意し、本報告の結びとする。